



## 今さら聞けない 「建築士」制度の歴史

荘司和樹 | イエサブユナイテッド一級建築士事務所主宰



なぜ現行の建築士法は「資格法」にとどまっているのか。建築士制度の歴史と、職能としての建築士への思いを、若手実務者から発信してもらう。

**現**行の建築士法は、「職能法」でなく「資格法」である。

初めて、この話を聞いた読者は、なんのこっちゃ?と思うかもしれませんが、「職能者」と「資格者」とは、その意味が全く異なるとうことを是非知っておいてください。資格者とは、ある専門技術に関する資格の取得者であり、いわゆる「専門技術者」のことを言います。

さて、わが国の「建築士」は、「医師」や「弁護士」同様に、「職能者」なのでしょうが?それとも、「専門技術者」なのでしょうが?まず最初に、その位置付けをはっきりさせなければ、話を前に進めることができません。

### 専門技術者と職能者の違い

そこで、「職能者」という言葉の定義から考えてみたいと思います。「職能者」という言葉の意味合いについては、名古屋大学の武田邦彦教授の解説が、建築関係者にとっても、また、消費者にとっても大変分かりやすい説明であるため、この場を借りて紹介します。

例えば「医師」がある病院に勤務しているとしましょう。いわゆる勤務医です。この医師が勤める病院は、規模が大きい割に、患者さんの数が少ない大病院で、医療機械の維持費はかさむし、看護師も大勢抱えているため、その人件費も馬鹿になりません。病院の経営陣は、このまま赤字続きでは困ってしまうので、この医師に相談することにしました。

経営者 「先生、経営が思わしくないので、何とか治療で稼いでもらいたいのですが」

医師 「何をしたら良いのですか?」

経営者 「例えば、すぐ治るような治

療をしないと、高めの薬を使うとか」

この会話が普通の製造会社なら、さほどおかしくはありません。例えば、ビデオデッキをつくっている会社が、デッキの評判は良いのだが、もう一つ売り上げが伸びない状態にあったとしましょう。そこで、

上司 「デッキの音質は良いのだが、長持ちしすぎる。なんとかならんか?」  
技術者 「それではドライブのところの材質を落としましょうか?」

上司 「そうしてくれ。もう少し寿命が短くならないと経営が成り立たない。会社が潰れては君の技術も生きないからな」

製造会社では、あまり寿命の長い製品は歓迎されません。本音を言えば、ほどほどに壊れて次のものを買ってこれないと困るからです。だから、こんな会話があっても不思議ではありません。でも医師の場合は困ります。ちゃんと診察して治療すれば2、3日で直るのに、わざと効かない治療をしてもらっては困るわけです。そんな医師は「人でなし!」「オニ!」と罵倒されます。社会問題にまで発展する恐れもあります。

製造会社の社員では普通に話されているような会話が、なぜ、医師にあっては許されないのでしょうか?それは医師が「専門技術者」ではなく、「職能者」であるからです。「雇い主の利益」のためでなく、「不特定多数の公共の福祉に奉仕すべき存在」であるからです。医師の場合、不特定多数とは患者のことを指します。

さて、以上が武田教授の話の要約ですが、わが国において「建築士」は、職能者であるか?と問われれば、答えは、「No」と言わざるを得ません(一部の建築士を除く)。それは、今の日本の

まちなみを見てもらえば分かります。欧米のまちなみと比べて、日本のまちなみが劣ってしまう最大の原因は、建て主である消費者(発注者)の好き勝手な要望がそのまま具現化されているためです。

好き勝手につくって、好き勝手に住んで、好き勝手に処分してしまう。当然、欧米に比べて、住宅寿命は圧倒的に短く、資産価値も生まれません。また、わが国の新築住宅の着工数は120万~130万戸とアメリカとトップの座を競い合う状況にありながらも、中古住宅の流通状況を見てみると、日本の16万戸に対して、アメリカはその28倍の438万戸(1997年)となっています。この数字は、いかに、無駄なストック(=新築住宅の建築)が毎年、蓄積され続けているのかを示しています。要は、建て主が好き勝手に建てた住宅には、買い手がつかない。だから、中古住宅が流通しない。当然、住宅に資産価値などつかないというわけです。

とは言うものの、わが国の「建築士」には、どうすることもできない経済的現実もあります。例えば、ある患者がいて、10人の医師を集め、「私の病状は、こういう状況だから、各自、最良と思える治療プランを作成し、プレゼンテーションしてほしい。その際、治療に必要なコストに対する見積も提出すること!最も安い治療方法を提案した方に、私の治療をお任せします!」という呼びかけに、そそくさと集まってくる医師など1人もいませんが、「建築士」の世界においては、そういう状況が当たり前のように存在していることも周知の事実です。それはそのまま、この国の建築士というものが、単なる「専門技術者」として社会的に位置付けられているという現状を表しています。

## 職能の確立を目指した戦い

それでは、本題に入りましょう。下表に、「わが国の建築士制度の歩み」をまとめました。これまで述べてきた通り、

今の「建築士」の現状は、「専門技術者」として社会的に位置付けられているものと考えます。しかしながら、「建築士法」という法律をめぐる、建築士という「職能(者)」の確立を目指すため

の戦いの歴史が繰り返されてきたという事実を皆さんは、ご存知でしょうか。「建築士」という「職能(者)」としての地位を確立するための戦いの歴史を要約すると、話は、明治期にま

### わが国の建築士制度の歩み

年	できごと	補足
1868年	外人技術者ウォートルス、コンドル(イギリス)他の活躍	日本に西欧建築技術を普及
1873年	工部省工学寮工学校開校 1877年、工部大学校に改名(後の帝国大学・東京大学の前身)	外人技術者の俸給が国家財政を圧迫 技術者を自家生産
1879年	辰野金吾をはじめ4人が同校造家学科を卒業	日本人初の建築士の誕生
1886年	辰野金吾が建築設計事務所を開設 辰野金吾ら26人が造家学会設立(後の建築学会)	日本初の建築設計事務所の誕生
1914年	全国建築士会を設立 (翌年、日本建築士会と改称)	建築士による職能団体の誕生(日本建築家協会の前身) 建築士の職能確立運動(プロフェッション化)が本格的に始まる
1925年 ～1940年	日本建築士会による建築士法制定運動 (15年間で12回法案上程。全て未成立)	エリート建築士による団体で多様な建築士たちは、日本建築士会の運動についていなかった
戦争→終戦		
1945年	日本建築士会がGHQに士法制定をアプローチ	職能確立運動の速やかな再開
1946年	戦災復興院(後の国土交通省)が建築士に対する法的な規制や資格の認定を検討	戦災復興のために建築技術者が大量に必要とされた
1949年	建設業法公布	
1948年 ～1950年	日本建築学会を中心に、日本建築士会、日本建築協会、全国建設業協会の四会連合委員会(全16回)による建築士法制定運動	1949年第6回委員会から建設省住宅局が参加 ※日本建築協会は、1917年、関西中心の建築士により設立
1950年	建設省住宅局が法案の取りまとめ建築基準法と共に建築士法成立(田中角栄が議員提案として提出、同年4月、可決成立する) ※業務の責任制度をめざす職業法ではなく資格法として誕生	建築基準法と一緒に国会に出すため、両方とも政府提案というのは無理と判断。 最終的には、国の都合によって与えられた資格法で、日本建築士会が望んだ設計施工兼業禁止は除外 ※設計施工は、注文者の自由意志にまかすべきとの理由
1950年	建築士法第22条: 免許建築士の都道府県単位の建築士会とその全国的組織、日本建築士会連合会の設立に法的根拠が与えられた	
1951年	5月 一級建築士免許交付(第1回3,100名) 9月 日本建築士会解散 (同会員の多数は制定された建築士法に対する不満から、免許「建築士」よりも程度の高い芸術的な「建築家」として法定建築士会とは別の団体(日本建築家協会)を1956年に結成)	一級建築士第1号 洪江菊蔵(山形県) ※戦前と戦後では建築士と建築家の意味合いが逆転した
1952年	7月 日本建築士会連合会 設立 ※行政主導: 行政の下部組織としての性格が濃い	
1953年	2月 「建築士試験問題集」刊行 発行: 建設省住宅局、編集: 日本建築士会連合会 5月 「1・2級建築士受験講習会テキスト」刊行 発行: 日本建築士会連合会	
1955年	9月 「建築士会の綱領」制定	島野正明(石川県)の案を一部修正して採用
1959年	5月 一級建築士試験方法について建設大臣に意見書	
1962年	全国建築士事務所協会連合会設立 (1980年に日本建築士事務所協会連合会に改称)	
1964年	一級建築士通信教育講座開設 主催: 日本建築士会連合会 建築士法改正運動(設計・施工分離VS一貫論争) ※建築士法改正運動(設計・施工分離VS一貫論争) ※建築行政協会(建築行政官俣の団体)が9団体と「建築行政懇話会」を設立したが団体の多さに意見まとまらず	9団体(日本建築士会連合会、日本建築学会、日本建築協会、日本建築家協会、全日本建築士会、全国建築士事務所協会連合会、全国建設業協会、建築業協会、日本都市計画学会) 1980年には22団体に増加
1967年	1月 建築士法による業務の報酬規定施行 6月 「一級建築士受験準備講習会<学科>テキスト」刊行 発行: 日本建築士会連合会	
1971年	9月 「一級建築士受験準備講習会<製図>テキスト」刊行 発行: 日本建築士会連合会	
1975年	公正取引委員会が、日本建築士会連合会・日本建築家協会などに対して、設計報酬規定の排除を警告 日本建築設計監理協会連合会設立	※各団体が定めた設計報酬規定がカルテルの疑い
1976年	3月 公正取引委員会の指導に従い、日本建築士会連合会と都道府県建築士会が「事業者団体の届出」を一括提出	※建築士が医師・弁護士などと同様の公益に奉仕する職能であるか、営利を追求する事業者であるかを問われた
1976年 ～1979年	日本建築家協会は公正取引委員会と頑強に争う。その結果、1979年、公取委が家協会に事実上敗訴の審決を行なった	※公取委の指導に従った建築士会は、建築士の社会的権利・地位を得るための主張を貫かなかった
1987年	日本建築家協会(JAA)と日本建築設計監理協会連合会を母体に新日本建築家協会(JIA)設立(1996年日本建築家協会に改称)	

作成: 荘司和樹 参考資料: 日本建築士会連合会50年のあゆみ 参考文献: 『建築家と職能』(山本正紀著)

で廻ります。

明治初頭、列強諸国に対する「富国強兵」政策の一環として、欧米の建築文化・技術を導入することが国策として始まります。悪い言い方をすれば、要は西歐式の文化や、文明を倣うことによって近代国家としての体裁を整えようと画策したわけです。そこで、ジョサイア・コンドルを始めとする外人技術者たちが招かれることとなります。そして、彼らに学んだ辰野金吾らが、日本人初の建築士として活躍し始め、やがて、建築士という新しい概念を「職能」として、この国に根付かせようと、辰野を中心にした全国建築士会（後の日本建築士会）が誕生し、建築士の職能確立運動が本格的に始まります。

そういった日本建築士会による建築士法制定運動は、1925～1940年までの15年間に渡り、その間、法案の上程を12回も行いますが、いずれも、未成立。その敗因は、日本建築士会は関東を拠点とする設計専門のエリート建築士による団体であり、関西を拠点とする日本建築家協会との意見不一致や、建設業所属の建築士による設計施工兼業禁止への猛烈な反対により、この建築士法制定運動は建築士全体を巻き込む運動にはならなかったためです。

そして、2度目の戦いが1948年に幕を開けます。今度は、日本建築学会を中心とした、日本建築士会、日本建築協会、全国建設業協会の四会連合委員会による建築士法制定運動です。全16回の委員会が開催され、第6委員会からは、建設省住宅局も参加。そして、1950年、念願であった建築士法が成立することになります。しかしながら、この建築士法は、建築基準法とともに成立されたため、両法案とも、政府提案として成立させることは不可能と判断され、田中角栄議員の議員立法として成立しています。その際、日本建築士会が望んでいた設計施工兼業禁止（設計・施工分離）の項目は、除外されてしまいます。

## ゼネコン主導の日本の建築生産

建築家という概念が確立されている西欧においては、建築主、建築家、施工者（ビルダー）のポジションは完全に分立化されており、これはいわゆる

「設計・施工分離方式」の形式と言えます。それに対し、わが国古来の、いわゆる棟梁を中心とした建築施工一貫方式という慣例的建築方式もあります。建築家を主体とする分離方式派と、いわゆるゼネコンを主体とする一貫方式派との間で、さまざまな論争が続けられているのです。

ただし、分離方式であろうと、一貫方式であろうと、一番肝心なことは、エンドユーザーであるクライアントの立場を最優先して考える問題であるということです。それは、一言で言えば、「責任」です。分離方式にした場合には、本来は、設計者が建築工事における全責任を負います。しかしながら、建築士という職能が確立できていないわが国の現状においては、設計者が、設計責任を曖昧にして、施工サイドに「責任」を一方的に押し付けてしまうことも可能です。その点、「一貫方式」の場合には、「責任の所在」が明快です。建築主も、竣工された建物についてのトラブルがあれば、直接、施工した工務店に連絡をとれば話が済みます。

ただし、それはあくまで性善説に基づいた考え方であり、現実的には、一部の悪意あるビルダーにより、欠陥住宅などの問題が深刻化しつつあります。確かに、分離方式を法制化し、強制することが、欠陥建築の撲滅に最も即効性のある政策手法であるとは思いますが、そのためには、「設計者たる建築士」の「職能者」としての地位の確立が必要不可欠であろうと考えます。なぜなら、今、わが国の建築技術をリードしているのは、高層建築の技術開発などからも分かるように、ビルダーである大手ゼネコンであるからです。つまり、分離方式を採用した場合、建築士が、自分たちよりも技術力の高いビルダー（施工者）を指導監督することになるのです。それも、ヘンテコな話となってしまいます。

話を建築士の職能確立運動の歴史に戻しましょう。さらに、1975年に新たな建築士の社会的位置づけを巡る戦いの火蓋が切られます。今度は、カルテル疑惑です。公正取引委員会から、日本建築士会連合会、日本建築家協会などの団体に対して、設計報酬規定の排除を警告されます。

ここでは、建築士というものが、「営

利を目的とする事業者」なのか、「公共の福祉に奉仕する職能者」なのか、その判断を公正取引委員会から迫られます。その結果、日本建築士連合会と都道府県建築士会は、「事業者団体の届出」を提出します。いわば、建築士自ら、「職能者」でなく、「事業者」であることを自認したようなものです。

## 資格者よ、立ち上げれ

時は経ち、2006年、耐震偽造事件の再発防止を目的とし、建築士制度改革という建築士の職能確立において、千載一遇のムーブメントが起こり始めましたが、中間案の時点で、パブリックコメントに寄せられた意見総数は、たったの369件でした。一級建築士だけでも30万人います。二級、木造建築士を合わせれば100万人の建築士が存在します（あくまで登録者数であって、死亡や重複者を除いた実数については不明）。

そして、最終案の段階においても、パブリックコメントに集まった意見総数は、たった3893件です。わが国の建築士の実数を60万人と仮定してみても、建築士全体の約0.65%程度の意見しか集まらなかったこととなります。そして、この数字は、いかに、わが国の建築士が自分たちの建築士制度に無関心であるかを物語っています。

建築士が職能者としての社会的位置付けを、この国において成し得るためには、まずは、われわれ建築士一人ひとりが、職能者としての意識と自覚を持つことから始まるのではないのでしょうか。そのためにも、わが国の建築士が置かれている現状を、一人でも多くの建築士たちに、これまでの歴史的経緯を踏まえた上で、より分かりやすい形で伝達していく必要があるように思います。

職能者たる意識と自覚を持った建築士たちの手によって、現行の建築士法が、技術者を規定する「資格法」から、職能者を規定する「職能法」へと生まれ変わる日を、これまでの先人たちの熱い思いを胸に抱きながら、目指し続けていきたいと考えます。

しょうじ・かずき | 1974年千葉県生まれ。1997年日本大学理工学部卒業後、アーキノーバ建築研究所勤務。2006年イエサプユナイテッド一級建築士事務所開設。「健全な建築士」育成に向けて、空洞化しつつある建築士資格試験に対し、実のある建築士の育成を目指す「教育的ウラ指導」を主宰。詳細は、<http://www.ura410.com>